

議員発議案第2号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられているが、今後、小学校にとどまるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施や更なる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が求められる。

学校では、新型コロナウイルス感染症対策や、障がいのある子ども達に対する合理的配慮への対応、いじめ・不登校の課題など、解決すべき課題が山積しており、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な環境となっている。

厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子ども達が全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが保障されなければならない。

義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率が引き下げられているが、自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子ども達へのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、国においては、次年度予算編成において下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 教職員の働き方改革、長時間労働の是正、加配教員や少数職種の配置増など、計画的な教職員定数改善ができるよう国全体として取り組むこと。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担割合の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	寺田稔	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
文部科学大臣	永岡桂子	殿
内閣官房長官	松野博一	殿